

要 求 書

- 一 賃銀値下脱却反計
- 二 賃銀ニ割値上スルヲト
- 三 廿六ハ先通リニスルコト大一錢五厘小八厘
- 四 在時同次外ノ労働脱却ニキセザルコト若レ上リヲ得ヌ場合ハ大レダケノ賃銀ニ支拂フコト
- 五 午前午後ニ各三十分ツ、休憩時間ヲ與フルコト  
但シ晝食ノ時間ハ別ニ一時間ヲ與フコト
- 六 各職場ニ従業員ヲ増スコト  
或ハ職場ニ人仕上場二人繰白場一人
- 七 職場ヲ殊々人々ニ場合ニ其賃金ハ其職場ノ全従業員ニ割当ル
- 八 病氣ノ時ハ完全ニ給ルヲテ給養費ヲ與フコト
- 九 中時同労働制実施
- 一〇 労働時間ノ短縮

コト  
ハ